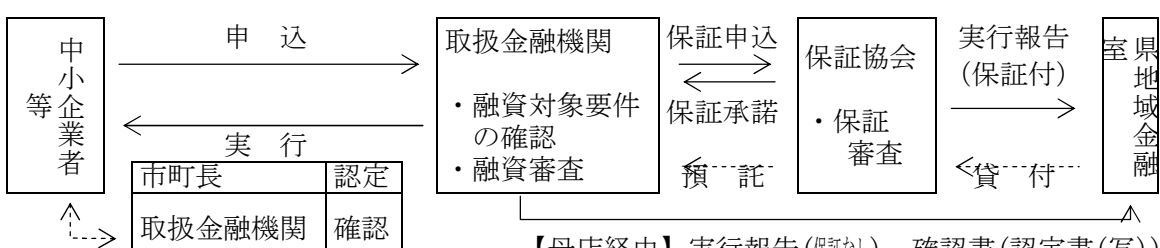


ご利用の手引き

資金名	経営安定資金（経営円滑化貸付－売上減少）		
目的	売上の減少により、経営の安定に支障が生じている中小企業者等の資金需要に応えるため、必要とする資金を融資する。		
融資対象者	県内で1年以上同一事業を営む中小企業者等で次の①から③のいずれかに該当する者 ① 特定不況業種に属し、最近3か月間の平均売上高等が前年同期に比べて5%以上減少しているとして、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき市町長の認定を受けた者 ② 最近3か月間の売上合計高等が前年同期に比べて5%以上減少している者 ③ <u>平成30年7月豪雨により影響を受けている者で、最近1か月間の売上合計高等が前年同期に比べて5%以上減少している者</u>		
資金使途	運転資金		
融資条件	利率	年0.80% (ただし、融資対象者③に該当する場合 年0.70%)	信用保証 原則保証
	限度額	1企業・1組合 1億円	保証人 保証協会又は金融機関の定めるところによる（第三者保証人不要）
	期間	10年以内（うち据置2年以内）	担保
	申込先	取扱金融機関、信用保証協会	
申込書類	(信用保証が必要な場合)		
	① 信用保証委託申込書（様式第1号） 1部（1部コピーして保管してください）		
添付書類	(信用保証が不要な場合)		
	① 兵庫県中小企業融資申込書（様式第3号）（P.52） 1部（1部コピーして保管してください）		
	② 中小企業信用保険法第2条第5項第5号(イ)の規定による認定書（様式第23号①, ②, ③）（P.80-82） 〔融資対象者①の場合〕（その他のポイント②） 1部		
	③ 兵庫県経営円滑化貸付対象企業確認書（様式第29号の6）（P.92） 〔融資対象者②の場合〕（その他のポイント③） 1部		
	④ <u>兵庫県経営円滑化貸付対象企業確認書（豪雨による売上減少）（様式第29号の29）〔融資対象者③の場合〕（その他のポイント⑥）</u> 1部		
⑤ 印鑑証明書（保証協会又は金融機関の定めるところによる。） 1部			
融資フロー	 <p>【母店経由】実行報告（隠し）、確認書（認定書（写））</p>		
その他のポイント	① 売上減少の確認は、試算表、売上台帳などで確認してください。 ② 融資対象者の認定の場合（様式第23号①, ②, ③） 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定（経済産業大臣が指定する業種）により指定された業種の者が、保証の別枠（無担保・無保証人の保証を含む。）を利用する場合は、市町長の認定が必要です。（各市町の商工主管課で取り扱っています。）この場合、保証料の軽減があります。 ③ 融資対象者の確認の場合（様式第29号の6） 上記②以外の場合は、融資申込を受けた取扱金融機関の確認が必要です。 この場合の「最近3か月間」は、直近の6か月間の中の連続した3か月間で可とします。（市町による認定の場合は不可） ④ 建設業者の売上減少の確認については、「半年間の売上額÷2」を最近3か月間の売上額として確認します。未完成工事受入金（工事の進捗状況に応じて支払われるもの）も売上額に算入します。 ⑤ 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定（経済産業大臣が指定する業種）により指定された業種を営んでおり、市町長の認定を受けた者が利用する場合は、原則、当該業種に充てられる資金か否かの制限は受けません。ただし、非指定業種にのみ充てられる資金・保証対象とならない業種に属する事業に充てられる資金としては利用できません。 ⑥ <u>融資対象者③に該当する者が利用する場合、期間は平成30年7月30日（月）融資申込受付分から平成30年9月28日（金）融資実行分までとします。なお、対象要件である「最近1か月間の売上合計高等」とは平成30年7月から平成30年8月までのいずれか1か月間の売上合計高等をいいます。</u>		

